

## 地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業（令和4年度）

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。  
令和4年度においては、以下の事業に充当しています。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 67,975千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 695,470千円

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金	
		特定財源	一般財源		
国民健康保険事業	57,310	30,042	27,268	67,975	
介護保険事業	172,753	17,193	155,560		
後期高齢者医療保険事業	53,183	40,669	12,514		
障害者相談支援事業	6,312	0	6,312		
重度心身障害児（者）医療事業	17,976	11,390	6,586		
障害者自立支援事業	139,570	105,225	34,345		
中山間地域介護サービス事業	5,725	3,750	1,975		
訪問入浴介護事業	3,853	0	3,853		
私立保育所運営事業	208,290	159,349	48,941		
予防接種事業	12,163	1,313	10,850		
総合健診事業	13,317	795	12,522		
母子保健事業	5,018	1,469	3,549		
合 計	695,470	371,195	324,275		67,975